

令和二年原子力規制委員会規則第十六号

工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としな

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第六

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

1 放射能濃度確認対象物 法第六十一条の二

二 評価単位 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質(放射能濃度の評価に用いるものに限る)の平均放射能濃度の決定(以下「放射能濃度の決定」という)を行う範囲をいう。

三 品質マネジメントシステム 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和二年原子力規制委員会規則第二号)第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。

第二条 法第六十一条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める基準は、評価単位ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める放射能濃度とする。

一 評価単位に係る放射性物質の種類が一種類の場合 別表の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる放射能濃度

二 評価単位に係る放射性物質の種類が二種類以上の場合 別表の第一欄に掲げる放射性物質の種類ごとの放射能濃度のそれぞれ同表の第二欄に掲げる放射能濃度の割合の和が一となるようなこれらの放射能濃度

(確認の申請)

第三条 法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 放射能濃度確認対象物が生ずる工場等の名称及び所在地(船舶にあっては、その船舶の名称)

三 放射能濃度確認対象物が生ずる施設の名称

四 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価に用いた方法

五 放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果

六 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法

七 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一 放射能濃度確認対象物が生ずる施設に関すること。

二 法第六十一条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき測定及び評価が行われたことを示す記録に関すること。

三 測定条件、測定結果その他の放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果に関すること。

四 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。

五 放射能濃度確認対象物の種類、発生状況、汚染の状況及び推定される総重量に関すること。

六 評価に用いる放射性物質の選択に関すること。

七 評価単位に関すること。

八 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。

九 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。

十 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム

二 前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一 放射能濃度確認対象物が生ずる施設に関すること。

二 放射能濃度確認対象物の種類、発生状況、汚染の状況及び推定される総重量に関すること。

三 評価に用いる放射性物質の選択に関すること。

四 評価単位に関すること。

五 放射能濃度の測定を行う方法に関すること。

六 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。

七 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。

八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。

九 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

十 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数

は、正本及び写し各一通とする。

六 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。

七 放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。

八 放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。

九 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

十 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

七 放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 評価に用いる放射性物質は、放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質のうち放射線量を評価する上で重要なものであること。

二 評価単位ごとの重量は、放射能濃度の分布の均一性及び想定される放射能濃度を考慮した適切なものであること。

三 放射能濃度の決定は、放射線測定装置を用いて、放射能濃度確認対象物の汚染の状況を考慮し適切に行うこと。ただし、放射線測定装置を用いて測定することが困難である場合には、適切に設定された放射性物質の組成比又は計算その他の方法を用いて放射能濃度の決定を行うことができる。

四 放射線測定装置の選択及び測定条件の設定は、次によるものであること。

イ 放射線測定装置は、放射能濃度確認対象物の形状、材質、汚染の状況等に応じた適切なものであること。

ロ 放射能濃度の測定条件は、第二条に規定する基準を超えないかどうかを適切に判断できるものであること。

五 放射能濃度確認対象物について、異物の混入及び放射性物質による汚染を防止するための適切な措置が講じられていること。

(電磁的記録媒体による手続)

第七条 次に掲げる申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされた事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第三条第一項の申請書

二 第五条第一項の申請書

附則 抄

第一条 この規則は、公布の日から施行する。(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。(製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則等の廃止に伴う経過措置)

第三条 この規則の施行の際に法第六十一条の二第二項の認可を受けている放射能濃度の測定及び評価の方法に係る放射能濃度確認対象物については、法第六十一条の二第一項の確認の申請については、第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。



Ru 97	Tc 99m	Tc 99	Tc 97m	Tc 97	Tc 96m	Tc 96	Mo 101	Mo 99	Mo 93	Mo 90	Nb 98	Nb 97	Nb 95	Nb 94	Nb 93m	Zr 97	Zr 95	Zr 93	Y 93	Y 92	Y 91m	Y
$1 \times 10^4$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^5$

122	Sn 125	Sn 123	Sn 119m	Sn 113	In 115m	In 114m	In 113m	In 111	Cd 115m	Cd 115	Cd 109	Ag 111	Ag 110m	Ag 108m	Ag 105	Pd 109	Pd 103	Rh 105	Rh 103m	Ru 106	Ru 105	Ru 103
$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$3 \times 10^5$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^7$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^3$

I 133	I 132	I 131	I 130	I 129	I 126	I 125	I 123	Te 134	Te 133m	Te 133	Te 132	Te 131m	Te 131	Te 129m	Te 129	Te 127m	Te 127	Te 125m	Te 123m	Sb 125	Sb 124	Sb
$4 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^4$

149	Nd 147	Pr 143	Pr 142	Ce 144	Ce 143	Ce 141	Ce 139	La 140	Ba 140	Ba 138	Ba 137	Ba 136	Cs 135	Cs 134m	Cs 134	Cs 132	Cs 131	Cs 129	I 135	I 134
$1 \times 10^5$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^5$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^2$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^6$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$	$1 \times 10^4$

Lu	177	Yb	175	Yb	169	Tm	171	Tm	170	Er	171	Er	169	Ho	166	Dy	166	Dy	165	Tb	160	Gd	159	Gd	153	Eu	155	Eu	154	Eu	152m	Eu	152	Sm	153	Sm	151	Pm	149	Pm	148m	Pm	147	Nd
	5	1×10	5	1×10	4	1×10	6	1×10	5	1×10	5	1×10	1×1006	5	1×10	5	1×10	6	1×10	3	1×10	5	1×10	4	1×10	3	1×10	2	1×10	5	1×10	2	1×10	5	1×10	6	1×10	6	1×10	3	3×10	6	1×10	5

197	Au	199	Au	198	Au	195	Pt	197m	Pt	197	Pt	193m	Pt	191	Ir	194	Ir	192	Ir	190	Os	193	Os	191m	Os	191	Os	185	Re	188	Re	186	W	188	W	187	W	185	W	181	Ta	182	Hf	181
1×10	5	1×10	4	1×10	4	1×10	5	1×10	6	1×10	6	1×10	4	1×10	5	1×10	3	1×10	3	1×10	5	1×10	6	1×10	5	1×10	3	1×10	5	1×10	6	1×10	4	1×10	4	1×10	6	1×10	4	1×10	2	1×10	3	1×10

U	232	U	231	U	230	Pa	233	Pa	230	Th	229	Th	226	Ra	227	Ra	225	At	211	Po	207	Po	205	Po	203	Bi	207	Bi	206	Pb	203	Tl	204	Tl	202	Tl	201	Tl	200	Hg	203	Hg	197m	Hg
2	1×10	5	1×10	4	1×10	4	1×10	4	1×10	2	1×10	6	1×10	5	1×10	4	1×10	6	1×10	4	1×10	4	1×10	4	1×10	2	1×10	3	1×10	4	1×10	3	1×10	4	1×10	5	1×10	4	1×10	4	1×10	5	1×10	5

241	Pu	244	Pu	243	Pu	242	Pu	241	Pu	240	Pu	239	Pu	238	Pu	237	Pu	236	Pu	235	Pu	234	Np	240	Np	239	Np	237	U	240	U	239	U	238	U	237	U	236	U	235	U	234	U	233
1×10	2	1×10	6	1×10	2	1×10	4	1×10	2	1×10	2	1×10	2	1×10	5	1×10	3	1×10	5	1×10	5	1×10	4	1×10	5	1×10	3	1×10	5	1×10	3	1×10	5	1×10	4	1×10	3	1×10	3	1×10	3	1×10	3	1×10

Es	2 5 4 m	1 × 1 0	4
Es	2 5 4	1 × 1 0	2
Es	2 5 3	1 × 1 0	5
Cf	2 5 4	1 × 1 0	3
Cf	2 5 3	1 × 1 0	5
Cf	2 5 2	1 × 1 0	3
Cf	2 5 1	1 × 1 0	2
Cf	2 5 0	1 × 1 0	3
Cf	2 4 9	1 × 1 0	2
Cf	2 4 8	1 × 1 0	3
Cf	2 4 6	1 × 1 0	6
Bk	2 4 9	1 × 1 0	5
Cm	2 4 8	1 × 1 0	2
Cm	2 4 7	1 × 1 0	2
Cm	2 4 6	1 × 1 0	2
Cm	2 4 5	1 × 1 0	2
Cm	2 4 4	1 × 1 0	3
Cm	2 4 3	1 × 1 0	3
Cm	2 4 2	1 × 1 0	4
Am	2 4 3	1 × 1 0	2
Am	2 4 2 m	1 × 1 0	2
Am	2 4 2	1 × 1 0	6
Am	2 4 2	1 × 1 0	2

別記様式(第7条関係)

Fm	2 5 5	1 × 1 0	5
Fm	2 5 4	1 × 1 0	7

別記様式(第7条関係)

電動的記録簿検出票

年 月 日

原子力規制委員会 宛

送 信

氏 名 (個人にあっては、その長務及び代表者の氏名)

- 本欄において記入した資料その他同様に含まれる資料(資料の複製)を本欄記載の記録簿(以下「記録簿」といふ)の検出票を必要とししものであること(検出票)に関する説明書、本欄の検出票により検出された記録簿に記載すべきこととされている事項を記録した電動的記録簿検出票(以下「検出票」といふ)を提出いたします。
- 本欄に記されている電動的記録簿に記載された事項は、事実と相違ありません。
- 1 電動的記録簿に記載された事項
  - 2 電動的記録簿を添付して提出される事項
- 備考 1 記録の大きさは、日本標準規格A4とすること。
- 2 送付の準備については、記録簿の検出票と本欄の事項を記載すること。
  - 3 「電動的記録簿に記載された事項」の欄には、電動的記録簿に記載されている事項を記載するとともに、またその電動的記録簿を提出するときは、電動的記録簿検出票に記載されている事項を記載すること。
  - 4 「電動的記録簿を添付して提出される事項」の欄には、本欄に記されている電動的記録簿に記載されている事項(資料の複製)を記載し、書類を提出する場合には、その書類を記載すること。
  - 5 送付事項のない欄は、空欄とすること。